

平成27年度行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	介護給付費金財政調整交付金			担当部局庁	老健局			作成責任者
事業開始年度	平成12年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	介護保険計画課			介護保険計画課長 榎本 健太郎
会計区分	一般会計			政策・施策名	IX-3-2 介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	介護保険法第122条、 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令第1条の2			関係する計画、通知等	介護保険事業計画、介護給付費等負担金交付要綱			
主要政策・施策	高齢社会対策、男女共同参画			主要経費	社会保障			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	介護保険制度の安定的な運営を図るため、第一号被保険者の後期高齢者加入割合等を考慮し、各保険者(市町村)間の財政調整を行う。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>・各保険者(市町村)に対し、法律に基づき、介護給付及び予防給付等に要する費用の5%を総額として、各保険者(市町村)間における介護保険の財政調整を行う。</p> <p>○介護給付及び予防給付等に要する費用の負担割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国…(1)介護給付費負担金 施設15%、その他20% (2)介護給付費財政調整交付金 5% ・都道府県…施設17.5%、その他12.5% ・市町村…12.5% ・1号保険料…22% ・2号保険料…28% 							
実施方法	負担							
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求	
		補正予算	-	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
		計	412,538	437,493	463,345	468,846	486,813	
	執行額	409,351	431,680	451,686				
	執行率(%)	99%	99%	97%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 - 年度
	-	-	成果実績	課題数	-	-	-	
			目標値	%	-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-	
定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と24~26年度の達成状況・実績				
	本負担金は、法で定めるところにより、介護給付及び予防給付に要する費用を国が一部負担するものであり、国が一定の目標を定めて執行をするものではないため。			介護給付及び予防給付等に要する費用を国が一部負担することにより、介護保険制度の安定的な運営を図る。平成26年度に当該負担金を交付した市町村数は1579市町村である。				
	代替目標	代替指標		単位	24年度	25年度	26年度	27 年度
	事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	例年、全保険者数として設定	当該交付金の交付保険者数	実績	市町村	1,580	1,580	1,579
目標値				市町村	1,580	1,580	1,579	1,579
達成度				%	100%	100%	100%	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込
	市町村数	活動実績	市町村	1,580	1,580	1,579		
		当初見込み	市町村	1,580	1,580	1,579	1,579	

単位当たり コスト	算出根拠			単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込	
	単位当たりコスト=X/Y X:「執行額(百万円)」 Y:「保険者数」			単位当たり コスト	百万円	259	273	286	297
				計算式	X/Y	409,351/ 1,580	431,680/ 1,580	451,686/ 1,579	468,846/ 1,579
平成 27・28 年度 予算 内訳 (単位: 百万円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由					
	介護給付費財政調整	468,846	486,813	介護給付費の増加による増。					
	計	468,846	486,813						

事業所管部局による点検・改善					
項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みであり、国は本制度が十分にその機能を果たし、かつ安定が確保されるよう努める責務がある。その具体的な責務の表れとして、国費が投入されているところである。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	安定的な制度運営のため、公的責任が生じることから国、自治体、被保険者で費用負担を分担している。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みであり、極めて優先度が高いものである。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	介護保険制度の費用負担構成は法定事項であり、受益者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	単位当たりコスト水準については、介護給付費が伸びている中、比較的安定した伸び率で推移している。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	本事業の使途は法定事項であり、真に必要なものに限定されている。	
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-	
事業の有効性	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか		-	-	
	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		-	-	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	活動実績については、十分に見込みに見合ったものになっている。	
関連事業	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-	
	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	介護給付費負担金は、介護給付費の20%(施設分は15%)について、国が各保険者に定率補助するものであるが、介護給付費財政調整交付金は、介護給付費の5%を財源として各保険者の責めによらない給付費増を財政調整するものであり、各保険者に定率補助をするものではない。 また、介護納付金は、社会保険診療報酬支払基金が各医療保険者から徴収し、各市町村に介護給付交付金として交付しているものであり、それぞれ性質が異なっており、役割分担を適切に行っている。	
	所管府省・部局名	事業番号	事業名		
厚生労働省老健局	838	介護給付費負担金			
厚生労働省保険局	840	介護納付金負担金等			
点検・改善結果	点検結果	本事業は、介護保険法第122条に規定する、介護給付及び予防給付等に要する費用に係る国の交付金であり、平成26度においては1,579の保険者に対し本負担金を交付することにより、各保険者における安定的な介護保険制度の運営に寄与している。			
	改善の方向性	今後についても、介護給付費の見込み等を分析し、介護保険制度の安定的な運営を図るために、引き続き、適正かつ効率的な執行に努めてまいりたい。なお、本交付金の選定基礎となる所得段階別加入者割合による調整方法について、各保険者(市町村)間の財政調整をよりきめ細やかにするため、これまでの6段階から9段階へと見直している。			
外部有識者の所見					
点検対象外					
行政事業レビュー推進チームの所見					
現 り 状 通	引き続き、必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
現 状 通 り	-				
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度	549	平成23年度	499	平成24年度	441
平成25年度	827	平成26年度	828		

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

○介護保険給付の負担割合(平成26年度)

・国・(1)介護給付費負担金
施設15%、その他20%

(2)介護給付費財政調整交付金 5%

・都道府県・施設17.5%、その他12.5%

・市町村・・・12.5%

・1号保険料・・・21%

・2号保険料・・・29%

介護給付費財政調整交付金



平成26年度実績

厚生労働省
451,686百万円

〔 法に基づき、介護給付費財政調整交付金を交付 〕

A. 介護保険者(市町村)
(全国1,579保険者)
451,686百万円

〔 介護給付及び予防給付等に要する費用の支払 〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・用途 （「資金の流れ」に おいてブロックご とに最大の金額 が支出されている 者について記載 する。費目と用途 の双方で実情が 分かるように記 載）	A.大阪府			E.		
	費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
	保険給付費	介護保険給付	14,496			
	審査費	国保連への審査支払手数料	9			
	計		14,505	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	大阪市	各市町村間における介護保険の財政調整を法律に基づき資金交付	14,505	-	-
2	横浜市	各市町村間における介護保険の財政調整を法律に基づき資金交付	6,770	-	-
3	名古屋市	各市町村間における介護保険の財政調整を法律に基づき資金交付	6,376	-	-
4	京都市	各市町村間における介護保険の財政調整を法律に基づき資金交付	6,243	-	-
5	札幌市	各市町村間における介護保険の財政調整を法律に基づき資金交付	6,241	-	-
6	神戸市	各市町村間における介護保険の財政調整を法律に基づき資金交付	5,829	-	-
7	北九州市	各市町村間における介護保険の財政調整を法律に基づき資金交付	5,141	-	-
8	福岡市	各市町村間における介護保険の財政調整を法律に基づき資金交付	4,098	-	-
9	福岡県介護保険広域連合	各市町村間における介護保険の財政調整を法律に基づき資金交付	3,820	-	-
10	新潟市	各市町村間における介護保険の財政調整を法律に基づき資金交付	3,482	-	-